

花いっぱい活動事業実施要項

◆事業目的

地域の美観形成の推進を目的として、市民主体による加古川みどりの会花いっぱい活動を全市的な運動として定着させ、かつ、地域コミュニティ活動の促進を図るとともに、心豊かで住みよく美しい郷土づくりを推進する。

◆実施時期

令和8年4月～令和9年2月

◆実施場所（占有許可等が必要な場合は、実施団体が手続きを行ってください。）

道路沿道、歩道、河川敷、駅前、公園、集会所その他の公共的な場所で実施する。

◆事業対象（他の補助事業と重複している場合は、補助事業の対象外となることがあります。）

町内会、自治会、婦人会、老人会、PTA、少年団その他のボランティア的な活動を中心的に行う団体で、自ら花づくりの活動を実践しているものとする。

◆実施内容

まちなみ景観の向上のための、公共的な場所における花づくりで、特定の個人、企業等の施設を飾るものではないこと。

◆実施方法

花の作付面積は、**プランターで合計5㎡以上、花壇では合計10㎡以上**とする。なお、具体的な実施については、地域での各団体の独自性に任せる。ただし、実施場所については、**公共性の高い場所**とする。

◆補助額

各年度につき**50,000円以内**（R8年度より増額。R7年度以前は30,000円以内。）

※事業全体予算額：1,000,000円（50,000円×20団体）

※注意1：水遣りや車代等、会員への謝金は補助の対象外です。

※注意2：消耗品費のうち飲食に係る経費については、補助金額の20%以内を上限とします。
（事業費50,000円の場合は、お弁当、お菓子、お茶代全部で10,000円が上限です。
また、お酒、ビール等の酒類については補助の対象外です。）

※注意3：物品等の明細が記載されていない領収書については、補助対象経費に入りません。

※注意4：搬送に利用した自家用車の燃料代及び講師への謝礼については、補助の対象外です。

※自家用車を使用した際の車代は、対象外です。

◆補助金交付手続き

事業を実施する団体は、次に掲げる書類を加古川みどりの会事務局に提出する。

6月末日まで	① 補助金交付申請書（様式第1号）、② 収支予算書（様式第2号）
事業完了後	① 実績報告書（様式第4号）、② 収支決算書（様式第5号） ③ 補助金交付請求書（様式第6号）、④ 植栽作業時の写真2枚程度 ⑤ 補助対象経費の領収書写し（内訳がわかるもの）、⑥ 振込先通帳の写し

※領収書にポイント等が記載されている場合は、ポイント分を対象経費から差し引きます

◆問合せ先

加古川みどりの会事務局（加古川市役所建設部公園緑地課内）

電話：079-427-9271（直通） ファックス：079-422-9569（他課共用）

E-mail：kouen@city.kakogawa.lg.jp

◆加古川市ホームページ（<https://www.city.kakogawa.lg.jp>）手続き様式 掲載場所

トップページ > 行政・暮らし > 暮らし > 住宅・公園・水路 > 公園 >

花とみどりのまちづくり > 加古川みどりの会活動紹介 > 花いっぱい活動事業費の補助